

【漁業権番号】内共第8号

【関係漁業協同組合】根尾川筋漁業協同組合

変更後	変更前	変更理由	施行予定 年月日																																		
<p>第1条から第3条 略</p> <p>(漁具・漁法の制限)</p> <p>第4条 遊漁による漁具・漁法は、手釣・竿釣(餌釣、毛針釣、ルアー釣、フライ釣、友釣り、ガリ(どぼんこ)、籠釣、但し、船釣を除く。)・たも網・もり(ひし・やす)・たぐりに限るものとし、次の表の左欄の漁具・漁法は、それぞれ右欄の規模の範囲内でなければならない。</p> <p>表 略</p> <p>2 前項に規定する漁具・漁法のうち次の表の左欄の漁法は、それぞれ<u>中欄の区域において</u>右欄の期間はこれを行ってはならない。</p> <table border="1" data-bbox="103 703 936 1481"> <thead> <tr> <th>漁具・漁法</th> <th>区域</th> <th>禁止期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">ガリ(どぼんこ)</td> <td><u>根尾川の大野橋上流端から山口用水堰堤下流端下流270メートルまで</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>根尾川の本巢市山口妙連水量計上流端から赤石堰堤下流端まで</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>根尾川の管瀬川合流点から上流木知原鉄橋下流端まで</u></td> <td><u>1月1日から12月31日迄(周年)</u></td> </tr> <tr> <td><u>根尾川の神坂ポンプ小屋前から樽見鉄道伊ノ前鉄橋下流端まで</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>上段の4区域を除く金原ダムより下流の区域</u></td> <td><u>1月1日から9月30日迄</u></td> </tr> <tr> <td><u>東谷川の樽見堰堤から上流板屋堰堤まで</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>東谷川の板屋谷川との合流から上流跡路橋まで</u></td> <td><u>1月1日から12月31日迄(周年)</u></td> </tr> <tr> <td><u>根尾川の開運橋から上流西谷川の淡墨橋より上流300メートル</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	漁具・漁法	区域	禁止期間	ガリ(どぼんこ)	<u>根尾川の大野橋上流端から山口用水堰堤下流端下流270メートルまで</u>		<u>根尾川の本巢市山口妙連水量計上流端から赤石堰堤下流端まで</u>		<u>根尾川の管瀬川合流点から上流木知原鉄橋下流端まで</u>	<u>1月1日から12月31日迄(周年)</u>	<u>根尾川の神坂ポンプ小屋前から樽見鉄道伊ノ前鉄橋下流端まで</u>		<u>上段の4区域を除く金原ダムより下流の区域</u>	<u>1月1日から9月30日迄</u>	<u>東谷川の樽見堰堤から上流板屋堰堤まで</u>		<u>東谷川の板屋谷川との合流から上流跡路橋まで</u>	<u>1月1日から12月31日迄(周年)</u>	<u>根尾川の開運橋から上流西谷川の淡墨橋より上流300メートル</u>		<p>第1条から第3条 略</p> <p>(漁具・漁法の制限)</p> <p>第4条 遊漁による漁具・漁法は、手釣・竿釣(餌釣、毛針釣、ルアー釣、フライ釣、友釣り、ガリ(どぼんこ)、籠釣、但し、船釣を除く。)・たも網・もり(ひし・やす)・たぐりに限るものとし、次の表の左欄の漁具・漁法は、それぞれ右欄の規模の範囲内でなければならない。</p> <p>表 略</p> <p>2 前項に規定する漁具・漁法のうち次の表の左欄の漁法は、それぞれ_____右欄の期間はこれを行ってはならない。</p> <table border="1" data-bbox="987 708 1821 1481"> <thead> <tr> <th>漁具・漁法</th> <th>区域</th> <th>禁止期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">ガリ(どぼんこ)</td> <td><u>下座倉堰堤から山口妙連水量計上流端まで</u></td> <td><u>1月1日から9月30日迄</u></td> </tr> <tr> <td><u>山口妙連水量計上流端から赤石堰堤下流端まで</u></td> <td><u>1月1日から12月31日迄(周年)</u></td> </tr> <tr> <td><u>赤石堰堤下流端から管瀬川合流点まで</u></td> <td><u>1月1日から9月30日迄</u></td> </tr> <tr> <td><u>管瀬川合流点から木知原鉄橋下流端まで</u></td> <td><u>1月1日から12月31日迄(周年)</u></td> </tr> <tr> <td><u>木知原鉄橋下流端から金原ダムまで</u></td> <td><u>1月1日から9月30日迄</u></td> </tr> </tbody> </table>	漁具・漁法	区域	禁止期間	ガリ(どぼんこ)	<u>下座倉堰堤から山口妙連水量計上流端まで</u>	<u>1月1日から9月30日迄</u>	<u>山口妙連水量計上流端から赤石堰堤下流端まで</u>	<u>1月1日から12月31日迄(周年)</u>	<u>赤石堰堤下流端から管瀬川合流点まで</u>	<u>1月1日から9月30日迄</u>	<u>管瀬川合流点から木知原鉄橋下流端まで</u>	<u>1月1日から12月31日迄(周年)</u>	<u>木知原鉄橋下流端から金原ダムまで</u>	<u>1月1日から9月30日迄</u>	<p>ガリの区域を分かりやすくするとともに鮎の友釣り、ルアー釣が可能な釣り専用区をガリの周年禁止区域にするため</p>	<p>認可の日</p>
漁具・漁法	区域	禁止期間																																			
ガリ(どぼんこ)	<u>根尾川の大野橋上流端から山口用水堰堤下流端下流270メートルまで</u>																																				
	<u>根尾川の本巢市山口妙連水量計上流端から赤石堰堤下流端まで</u>																																				
	<u>根尾川の管瀬川合流点から上流木知原鉄橋下流端まで</u>	<u>1月1日から12月31日迄(周年)</u>																																			
	<u>根尾川の神坂ポンプ小屋前から樽見鉄道伊ノ前鉄橋下流端まで</u>																																				
	<u>上段の4区域を除く金原ダムより下流の区域</u>	<u>1月1日から9月30日迄</u>																																			
	<u>東谷川の樽見堰堤から上流板屋堰堤まで</u>																																				
	<u>東谷川の板屋谷川との合流から上流跡路橋まで</u>	<u>1月1日から12月31日迄(周年)</u>																																			
	<u>根尾川の開運橋から上流西谷川の淡墨橋より上流300メートル</u>																																				
漁具・漁法	区域	禁止期間																																			
ガリ(どぼんこ)	<u>下座倉堰堤から山口妙連水量計上流端まで</u>	<u>1月1日から9月30日迄</u>																																			
	<u>山口妙連水量計上流端から赤石堰堤下流端まで</u>	<u>1月1日から12月31日迄(周年)</u>																																			
	<u>赤石堰堤下流端から管瀬川合流点まで</u>	<u>1月1日から9月30日迄</u>																																			
	<u>管瀬川合流点から木知原鉄橋下流端まで</u>	<u>1月1日から12月31日迄(周年)</u>																																			
	<u>木知原鉄橋下流端から金原ダムまで</u>	<u>1月1日から9月30日迄</u>																																			

	<u>までと、東谷川市場橋下流端まで</u>	
	<u>上段の3区域を除く</u> 金原ダムより上流の <u>区域</u>	1月1日から8月31日迄
あゆの餌釣・籠釣	<u>全区域</u>	1月1日から8月15日迄
もり (ひし・やす) たくり	<u>全区域</u>	1月1日から8月15日迄

	_____金原ダムより上流	1月1日から8月31日迄
あゆの餌釣・籠釣	_____	1月1日から8月15日迄
もり (ひし・やす) たくり	_____	1月1日から8月15日迄
<u>あまご・いわなの餌釣</u>	<u>東谷川の初鹿谷との合流から上流岩井谷橋まで</u>	<u>2月1日から9月30日迄</u>

3 略

3 略

(遊漁期間)

(遊漁期間)

第5条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄の期間内で行わなければならない。

第5条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄の期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	5月11日から12月31日迄の間で組合が定めて公表する期間
にじます	1月1日から12月31日迄
こ い	
うなぎ	
ふ な	
おいかわ	
うぐい	6月1日から翌年3月31日迄、但し、根尾川山口用水堰堤から下流は、1月1日から12月31日迄
あまご いわな	<u>2月1日から 9月30日</u> 迄の間で組合が定めて公表する期間

魚 種	期 間
あ ゆ	5月11日から12月31日迄の間で組合が定めて公表する期間
にじます	1月1日から12月31日迄
こ い	
うなぎ	
ふ な	
おいかわ	
うぐい	6月1日から翌年3月31日迄、但し、根尾川山口用水堰堤から下流は、1月1日から12月31日迄
あまご いわな	<u>1月1日から12月31日</u> 迄の間で組合が定めて公表する期間

2 略

2 略

第6条 略

第6条 略

(釣り専用区)

(釣り専用区)

第7条に統合して規定するため削除

漁業調整規則にあわせて期間を修正するため

第7条 次の表のア欄の区域においては、イ欄の間中は、ウ欄の以外の漁具・漁法で遊漁をしてはならない。

ア 区域	イ 期間	ウ 漁法・漁具
根尾川の大野橋上流端から山口用水堰堤下流端下流270メートルまで	組合が定めて公示する期間	鮎の友釣・毛針釣・ルアー釣 雑魚の餌釣・毛針釣
根尾川の本巢市山口妙連水量計上流端から赤石堰堤下流端まで	組合が定めて公示する日から10月15日迄	〃
根尾川の管瀬川合流点から上流樽見鉄道木知原鉄橋下流端まで	組合定めて公示する日から9月30日迄	〃
根尾川の右岸揖斐郡揖斐川町谷汲岐礼字淀口831-3と、本巢市神海1648-2地先とを結ぶ線の下流50メートルから神坂ポンプ小屋前まで	組合が定めて公示する日から10月15日迄	〃
根尾川の右岸揖斐郡揖斐川町谷汲岐礼字淀口831-3と、本巢市神海1648-2地先とを結ぶ線の上流100メートルから樽見鉄道伊ノ前鉄橋下流端まで	〃	〃
根尾川の開運橋から上流西谷川の淡墨橋より上流300メートルまでと、東谷川市場橋下流端まで	組合が定めて公示する日から9月30日迄	〃
根尾川の藪川橋上流端より上流高屋西堰堤まで	組合が定めて公示する日から4月30日迄	雑魚のルアー釣・フライ釣

第7条 次の表のア欄の区域においては、イ欄の間中は、ウ欄の以外の漁具・漁法で遊漁をしてはならない。

ア 区域	イ 期間	ウ 漁法・漁具
根尾川の大野橋上流端から山口用水堰堤下流端下流270メートルまで	組合が定めて公示する期間	鮎の友釣・毛針釣・ルアー釣 雑魚の餌釣・毛針釣
根尾川の本巢市山口妙連水量計上流端から赤石堰堤下流端まで	組合が定めて公示する日から10月15日迄	〃
根尾川の管瀬川合流点から上流樽見鉄道木知原鉄橋まで	組合定めて公示する日から9月30日迄	〃
根尾川の右岸揖斐郡揖斐川町谷汲岐礼字淀口831-3と、本巢市神海1648-2地先とを結ぶ線の下流50メートルから神坂ポンプ小屋前まで	組合が定めて公示する日から10月15日迄	〃
根尾川の右岸揖斐郡揖斐川町谷汲岐礼字淀口831-3と、本巢市神海1648-2地先とを結ぶ線の上流100メートルから樽見鉄道伊ノ前鉄橋下流端まで	〃	〃
根尾川の開運橋から上流西谷川の淡墨橋より上流300メートルまでと、東谷川市場橋下流端まで	組合が定めて公示する日から9月30日迄	〃
根尾川の藪川橋上流端より上流高屋西堰堤まで	組合が定めて公示する日から4月30日迄	雑魚のルアー釣・フライ釣

区域を明確にするため

東谷川の樽見堰堤から上流板屋堰堤まで	組合が定めて公示する期間	鮎の友釣・ルアー釣
東谷川の板屋堰堤から上流全域	〃	鮎の友釣・毛針釣 雑魚の餌釣・毛針釣 雑魚のルアー釣・フライ釣
東谷川の板屋谷川との合流から上流跡路橋まで	〃	鮎の <u>          </u> 友釣・毛針釣・ <u>ルアー釣</u> ・雑魚の餌釣・毛針釣・雑魚のルアー釣・フライ釣
西谷川の黒津堰堤から上流全域	〃	鮎の友釣・毛針釣 雑魚の餌釣・毛針釣 雑魚のルアー釣・フライ釣
東谷川の初鹿谷との合流から上流岩井谷橋まで	<u>2月1日から</u> <u>9月30日迄</u>	雑魚のルアー釣・フライ釣

東谷川の樽見堰堤から上流板屋堰堤まで	組合が定めて公示する期間	鮎の友釣・ルアー釣
東谷川の板屋堰堤から上流全域	〃	鮎の友釣・毛針釣 雑魚の餌釣・毛針釣 雑魚のルアー釣・フライ釣
東谷川の板屋谷川との合流から上流跡路橋まで	〃	鮎の <u>ルアー釣</u> ・友釣・毛針釣・ <u>          </u> 雑魚の餌釣・毛針釣・雑魚のルアー釣・フライ釣
西谷川の黒津堰堤から上流全域	〃	鮎の友釣・毛針釣 雑魚の餌釣・毛針釣 雑魚のルアー釣・フライ釣
東谷川の初鹿谷との合流から上流岩井谷橋まで	<u>〃</u>	雑魚のルアー釣・フライ釣

文言の修正

第4条で定めていた期間を統合して規定するため

文言修正

第8条 略

(遊漁料の額及び納付方法)

第9条 遊漁料の額は次のとおりとする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料		現場加算料
		日釣券	年券	
あゆ	手釣・竿釣 もり・たくり	3,000 円	11,000 円	3,000 円

第8条、第9条 略

(遊漁料の額及び納付方法)

第9条 遊漁料の額は次のとおりとする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料		現場加算
		日釣券	年券	
あゆ	手釣・竿釣 もり・たくり	3,000 円	11,000 円	3,000 円

あまご、いわな、こい、うなぎ、ふな、おいかわ、うぐい、にじます(以下「雑魚」という)	手釣・竿釣 たも網	1,150 円	6,600 円	1,150 円
あゆ・雑魚共通	手釣・竿釣	—	17,600 円	—

あまご、いわな、こい、うなぎ、ふな、おいかわ、うぐい、にじます(以下「雑魚」という)	手釣・竿釣 たも網	1,150 円	6,600 円	1,150 円
あゆ・雑魚共通	手釣・竿釣	—	17,600 円	—

2 略

3 遊漁料は、組合の指定する遊漁証取扱所、又は組合が指定するオンラインシステム(以下「オンラインシステム」という。)で納付しなければならない。ただし、日釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。この場合には、第1項及び第2項に規定する現場加算料をあわせて納付するものとする。

4 略

(特定釣漁場)

第10条 前条の規定にかかわらず、組合が、次の表のア欄の区域において、イ欄の魚種を対象に、ウ欄の期間開設する特定釣漁場において遊漁しようとする場合には、エ欄の料金を組合が指定する場所において納付しなければならない。

ア. 区域	イ. 魚種	ウ. 期間	エ. 料金
根尾川の谷汲山大橋下流端下流40mから下流300mまでの右岸側派川	あまご、にじます	組合が定めて公示する期間	来場者に合わせて魚を1人1kg放流 ただし、半日の場合には1人0.5kg放流 大人 1人3,800円(半日2,700円)

2 略

3 遊漁料は、組合の指定する遊漁証取扱所、又は組合が指定するオンラインシステム(以下「オンラインシステム」という。)で納付しなければならない。ただし、日釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。この場合には、第1項及び第2項に規定する現場加算額をあわせて納付するものとする。

4 略

(特定釣漁場)

第10条 前条の規定にかかわらず、組合が、次の表のア欄の区域において、イ欄の魚種を対象に、ウ欄の期間開設する特定釣漁場において遊漁しようとする場合には、エ欄の料金を組合が指定する場所において納付しなければならない。

ア. 区域	イ. 魚種	ウ. 期間	エ. 料金
根尾川の谷汲山大橋下流端下流40mから下流300mまで	あまご	組合が定めて公示する期間	来場者に合わせて魚を1人1kg放流 大人 1人3,800円(半日2,700円) 女性・高校生1人2,700円(半日2,200円) 中学生 1人2,200円(半日1,600円) 小学生 1人1,400円(半日1,100円)

文言修正

料金を統一するため物価上昇、燃料費、人件費等の高騰により料金を見直すため

			<p><u>女性・高校生 1人2,500円(半日2,000円)</u>  <u>中学生 1人2,000円(半日1,300円)</u>  <u>小学生 1人1,000円(半日700円)</u></p>	<p>の右岸側 派川</p>	<p>にじます</p>	<p>組合が定 めて公示 する期間</p>	<p>来場者に合わせて魚を1人1kg放流</p> <hr/> <p><u>大人 1人3,300円(半日2,200円)</u>  <u>女性・高校生 1人2,200円(半日1,700円)</u>  <u>中学生 1人1,700円(半日1,100円)</u>  <u>小学生 1人900円(半日600円)</u></p>	<p>条ズレ修正</p>	
<p>(遊漁承認証に関する事項)</p> <p>第11条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。</p> <p>(1) 承認を受けた者の氏名、住所  (2) 承認期間  (3) 魚種  (4) 漁具・漁法  (5) 遊漁区域  (6) 遊漁料の額  (7) 注意事項  (8) その他参考となるべき事項  (9) 発行者名</p> <p>2 前項（1）に規定する事項は、日釣遊漁承認証においてこれを省略することができる。</p> <p>3 遊漁承認証の交付は、<u>第9条第3項</u>に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。</p> <p>4 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。</p> <p>第12条から第14条 略</p>				<p>(遊漁承認証に関する事項)</p> <p>第11条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。</p> <p>(1) 承認を受けた者の氏名、住所  (2) 承認期間  (3) 魚種  (4) 漁具・漁法  (5) 遊漁区域  (6) 遊漁料の額  (7) 注意事項  (8) その他参考となるべき事項  (9) 発行者名</p> <p>2 前項（1）に規定する事項は、日釣遊漁承認証においてこれを省略することができる。</p> <p>3 遊漁承認証の交付は、<u>前条 第2項</u>に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。</p> <p>4 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。</p> <p>第12条から第14条 略</p>					